

千葉市子ども・子育て支援事業計画 骨子（たたき台） <（仮称）千葉市こどもプラン 基本施策 1：「子ども・子育て支援」>

◎ 記載事項は、国の基本指針（平成 26 年告示第 159 号：別紙参照）に準拠。

◎ 児童虐待防止対策、社会的養護対策、ひとり親家庭自立支援、障害児施策、出産・育児期におけるワーク・ライフ・バランスについては、それぞれ単独で「（仮称）千葉市こどもプラン」の基本施策に位置づけ。

項目	記載事項のイメージ
1 新制度の趣旨	国における新制度開始の背景、目的、財源、実施体制等
2 現状と課題	本市における子どもと子育て家庭をめぐる現状と課題（ニーズ調査（25 年 10 月実施）の調査結果等を踏まえて分析・検証）
3 目指すべき姿	新制度に基づく子ども・子育て支援施策（下記 4）の実施により、本市が目指すべき姿
4 新制度の施策体系	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に基づく子ども・子育て支援施策の体系 【教育・保育施設】（施設型給付） … 認定こども園、保育所、幼稚園 【地域型保育事業】（地域型保育給付） … 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育 【地域子ども・子育て支援事業（13事業）】 … 放課後児童クラブ、一時預かり、病児・病後児保育、地域子育て支援拠点等 ・新制度に移行しない幼稚園についても、本市における幼児期の学校教育の担い手として、本計画に位置付け。
5 教育・保育の提供	
（1）教育・保育の必要性及び役割	質の高い幼児期の学校教育・保育の提供の必要性及び役割、経済・社会情勢を踏まえた保育需要への対応の必要性等
（2）教育・保育の利用手続き	保育の必要性の認定（1～3号認定）、保育標準時間利用／保育短時間利用の区分、2・3号認定の子どもについて市が行う利用調整等
（3）教育・保育提供区域の設定	区域設定（行政区）の趣旨、考え方、各区域の状況等
（4）教育・保育の量の見込みと確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」の内容、設定に当たっての考え方、算出方法 ・満3歳未満の子どもに係る「保育利用率」（満3歳未満の子ども全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合） ・産休・育休後の円滑な保育の利用 ・特別な支援を必要とする子どもに対する教育・保育の提供 ・需給調整の考え方 等
（5）教育・保育の一体的な提供	認定こども園の普及に関する基本的な考え方、目標設置数、幼稚園及び保育所からの移行の促進等
（6）教育・保育の質の確保・向上	保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材確保・資質の向上、施設等の認可・指導監督、運営に係る評価等
（7）地域における施設・事業所間の連携の促進	地域における施設・事業者間の連携、特に、小規模保育事業等と「連携施設」との連携等
（8）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（「小1プロブレム」の防止）に関する考え方、円滑な接続に必要な幼保小の連携方法等
6 地域子ども・子育て支援事業の提供	
（1）地域事業の必要性及び役割	専業主婦（夫）家庭を含めたすべての子育て家庭に対する支援、子育て家庭の多様なニーズへの対応等における地域事業の必要性・役割等
（2）地域事業提供区域の設定	事業ごとの区域設定（行政区又は全市）の趣旨、考え方、各区域の状況等
（3）地域事業の量の見込みと確保方策	事業ごと・区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」の内容、設定に当たっての考え方、算出方法等
（4）地域事業の質の確保・向上	地域事業に従事する人材（子どもルーム指導員等）の確保・資質の向上等
7 関連施策との連携	
（1）児童虐待防止対策	新制度に基づく子ども・子育て支援（上記 4）と関連する各分野との連携の考え方等
（2）社会的養護対策	
（3）ひとり親家庭の自立支援策	
（4）障害児施策	
（5）出産・育児期におけるワーク・ライフ・バランス 等	
8 計画の達成状況に係る点検・評価	本計画の進捗管理の方法、子ども・子育て会議からの意見聴取等